

2020年4月1日

富士ホームエナジー株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
『L P ガス料金』・『灯油料金』の特例措置について

弊社は、新型コロナウイルス感染拡大により、企業・店舗などの休業・失業などの影響が出ている状況を鑑み、取扱いの主力であるL P ガス料金・灯油料金について支払期日を延長する特例措置を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 特例措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で、北海道社会福祉協議会から「総合支援資金」の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難であり、当社に特例措置適用の申し出をされたお客様。

2. 特例措置の内容

2020年4月及び5月料金計算分（支払義務発生日※1）のL P ガス・灯油料金の支払期日※2を、1か月間延長します。

（※1）検針日または当社にて料金の請求が可能となった日をいいます。

（※2）L P ガス・灯油供給契約書の約定日をいいます。

3. お申込み期間

4月1日午後2時から4月30日午後5時まで。

4. お申込み先

富士ホームエナジー株式会社 管理部 : 0120-220-450

受付時間 : 午前9時から午後5時まで（平日のみ）

5. 特例措置のお申込方法

お申込みの際には、「特例貸付」に関する書類を手元にご用意して当社担当部署までお電話にてお申し付けください。

お申込み後、「特例貸付」の決定通知書（写し）を下記まで郵送にて提出ください。

6. 決定通知書の郵送先

〒060-0009 札幌市中央区北9条西18丁目2番地6

富士ホームエナジー株式会社「特例措置 受付係」宛

以上